

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 208 回国会法律案等 N A V I 「強制労働の廃止に関する条約（ILO 第百五号条約）」
著者 / 所属	目黒晋太郎 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	444 号
刊行日	2022-4-14
頁	51-52
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

強制労働の廃止に関する条約（ILO 第百五号条約）

1. 国際労働機関（ILO）と日本

ILOは、労働条件の改善を通じて社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与すること等を目的として1919年に設立された。設立以来、ILOでは各国の政府代表、労働者代表、使用者代表の三者の議論を通じて様々な分野において国際労働基準が策定され、労働者の保護や労働環境の改善に資する条約が採択されてきた。しかし、基本的な事項を定めた条約の批准に消極的な加盟国が多数存在し、このことは、1980年代以降の経済のグローバル化の加速によって労働環境が過酷さを増すにつれて問題視されるようになった。そこで、1998年、ILOは総会決議として「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」を採択した。これは、四つの原則（①結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認、②あらゆる形態の強制労働の禁止、③児童労働の実効的な廃止、④雇用及び職業における差別の排除）を基本権として認定し、これらの原則に関連する最も重要な八つの条約の早期批准を加盟国に要請するもので、「強制労働の廃止に関する条約（ILO 第百五号条約）」（以下「本条約」という。）もその一つである（図表1を参照）。なお、これら基本8条約に関して、2019年6月26日、衆議院及び参議院において「国際労働機関（ILO）創設百周年に当たり、ILOに対する我が国の一層の貢献に関する決議」が全会一致で可決され、その中で「未批准の案件については、引き続きその批准について努力を行うとともに、既批准条約の確実な履行に向けても国際社会とともに一層の努力を傾注していかねばならない」と言及されている¹。

図表1 ILOの基本8条約一覧

条約名	条約番号	採択	効力発生	批准国	日本の批准
強制労働条約	第29号	1930. 6. 28	1932. 5. 1	179か国	1932. 11. 21
結社の自由及び団結権保護条約	第87号	1948. 7. 9	1950. 7. 4	157か国	1965. 6. 14
団結権及び団体交渉権条約	第98号	1949. 7. 1	1951. 7. 18	168か国	1953. 10. 20
同一報酬条約	第100号	1951. 6. 29	1953. 5. 23	173か国	1967. 8. 24
強制労働廃止条約	第105号	1957. 6. 25	1959. 1. 17	176か国	未批准
差別待遇（雇用及び職業）条約	第111号	1958. 6. 25	1960. 6. 15	175か国	未批准
最低年齢条約	第138号	1973. 6. 26	1976. 6. 19	173か国	2000. 6. 5
最悪の形態の児童労働条約	第182号	1999. 6. 17	2000. 11. 9	187か国	2001. 6. 18

（出所）ILO「Conventions」<<https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12000:0::NO:::>>
（令4. 3. 28最終アクセス）等を基に筆者作成

¹ 第198回国会衆議院本会議録第33号1頁（令元. 6. 26）、第198回国会参議院本会議録第30号1頁（令元. 6. 26）

2. 国会提出の経緯と主な内容

本条約は1957年に第40回ILO総会において採択されたが²、日本では批准が見送られてきた。その理由について、政府は「国内法制との整合性についてなお検討すべき点があり、現在、批准の可能性について慎重に検討を行っているところ」であると説明してきた³。しかし、2021年6月9日、衆議院議員提出による「強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結のための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）の成立によって、本条約の批准に向けた調整が進められ、2022年3月8日、第208回国会（常会）に本条約（閣条第5号）が提出された。

本条約は、次の（a）～（e）に掲げる手段、制裁又は方法としての全ての種類の強制労働を禁止し、これを利用しないことを約束することが規定されている（第1条）。具体的には、（a）政治的な強制若しくは教育の手段又は政治的な見解若しくは確立した政治的、社会的若しくは経済的な制度に思想的に反対する見解を有し、若しくは表明することに対する制裁、（b）経済的発展の目的のために労働力を動員し、及び利用する方法、（c）労働規律の手段、（d）同盟罷業に参加したことに対する制裁、（e）人種的、社会的、国民的又は宗教的な差別の手段、の五つである。加えて、第1条の規定を担保するため、強制労働の即時の、かつ、完全な廃止を確保するために効果的な措置をとることを約束することが規定されている（第2条）。第2条の措置について、これまで国内法の未整備により本条約の批准が不可能であったが、2021年の整備法の成立によって（a）、（c）、（d）の類型に該当するおそれのある国内法上の罰則が懲役刑から禁錮刑に改正され、批准が可能となった（図表2を参照）。なお、本条約は批准が登録された日の12か月後に効力を生ずる（第4条）。

図表2 本条約第1条の類型と整備法により改正された国内法一覧

本条約第1条の類型	改正された国内法
（a）政治的行為の禁止に違反する行為に係る罰則としての懲役刑	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員法第110条第1項第19号 ・ 自衛隊法第119条第1項第1号
（c）業務を行わないことに対する罰則その他の労働規律手段としての懲役刑	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船員法第128条第4号 ・ 郵便法第79条第1項 ・ 郵便物運送委託法第19条 ・ 熱供給事業法第34条第3項 ・ 電気通信事業法第178条及び第180条第2項 ・ 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第65条
（d）争議行為のあおり等に係る罰則としての懲役刑	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員法第110条第1項第17号 ・ 地方公務員法第61条第4号

（出所）整備法の要綱を基に筆者作成

めぐろ しんたろう
（目黒 晋太郎・外交防衛委員会調査室）

² 本条約の採択における日本の態度について、労使は賛成したが、政府代表は投票を棄権した。

³ 第197回国会衆議院本会議録第7号22頁（平30.11.20）